

## 田原市社会福祉協議会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉活動を行う社会福祉法人田原市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に対し補助金を交付することにより、社会福祉協議会の運営の円滑化に資し、地域福祉の推進に寄与することを目的に、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和50年田原町条例第11号)及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、社会福祉協議会に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める事業以外に、新たに新規事業等を行う場合は、事業の内容、必要性等を審査した上で決定するものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第1項に定める経費に対し、市長が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

### (補助金の概算払の交付時期と交付割合)

第4条 補助金の概算払の交付時期と交付割合は、次の区分によるものとする。

- (1) 第1回 4月 補助金交付決定額の50パーセント
- (2) 第2回 10月 補助金交付決定額の30パーセント
- (3) 第3回 事業終了後 補助金交付確定額の未交付額

- 2 前項の交付割合により算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を交付するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月3日から施行し、平成23年度予算に係る補助金から適用する。

#### (要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	補助事業内容	補助対象経費	補助率
(1) 法人運営事業	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、理事会、評議員会、監査会、福祉意識の啓発、広報活動、会員募集、福祉のつどい等福祉啓発事業、福祉車両運行サービス、共同募金運動の推進、福祉資金貸付事業の運営、法人全体の経理事務、職員の人事、給与、福利厚生に関する事務その他法人運営に係る経費に対する補助	人件費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、通信運搬費、広報費、業務委託費（委託費及び保守料）、手数料、損害保険料、賃借料、諸会費、諸謝金、車両費（車検又は修繕費及び燃料費）、事業開催費、修繕費、租税公課、負担金及び退職積立預金積立金。ただし、社会福祉協議会自主財源（寄付金及び繰入金を含む。）で賄えるものを除く。	10分の10
(2) ボランティアセンター事業	ボランティア養成講座の開催、ボランティア活動保険の加入促進その他ボランティアセンターの運営に係る経費に対する補助	人件費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、通信運搬費、損害保険料、諸会費、諸謝金、印刷製本費、租税公課及び退職積立預金積立金。ただし、会費及び寄付金で賄えるものを除く。	限度額500万円